

8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)

(単位：千円)

施設種別		単価	
高齢者福祉分野	特別養護老人ホーム	従来型	13,400
		ユニット型	17,600
	養護老人ホーム	11,300	
	軽費老人ホーム	14,700	
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)	103,600	
	複合型サービス福祉事業(看護小規模多機能型居宅介護事業)(注1)	142,600	
	老人デイサービス事業(注1)	137,200	
	小規模多機能型居宅介護事業(注1)	141,300	
	生活支援ハウス	12,300	
	老人短期入所事業(特養等における居室整備加算を含む)	従来型	12,300
ユニット型		14,300	
助産施設		11,200	
乳児院	本体	6,900	
	小規模グループケア整備加算(注3)	6,500	
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1,800	
母子生活支援施設	本体(注2)	22,500	
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算(注2)	12,600	
	母子家庭等子育て支援室整備加算	3,200	
保育所 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 認可を目指す認可外保育施設 企業主導型保育事業	本体	2,800	
	乳児室又はほふく室整備加算(注1)	8,400	
	夜間保育所整備加算(注1)	14,700	
	一時保育事業のための保育室整備加算(注1)	16,900	
地域子育て支援相談室整備加算(注1)		23,500	
児童養護施設	本体	9,100	
	小規模グループケア整備加算(注3)	15,600	
	ほふく室又は養育室等整備加算	560	
児童心理治療施設	本体	10,100	
	小規模グループケア整備加算(注3)	14,300	
	通所部門整備加算	4,600	
児童自立支援施設	本体	13,000	
	小規模グループケア整備加算(注3)	16,500	
	通所部門整備加算	4,600	
児童家庭支援センター(注1)		30,900	
放課後児童健全育成事業に係る施設(注4)		23,000	
乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算(母子生活支援施設を除く)		3,800	
保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算		1,800	
乳児院等における親子生活訓練室整備加算(注1)		8,400	
児童養護施設等における心理療法室整備加算(注1)		67,900	
福祉型障害児入所施設		9,800	
医療型障害児入所施設		18,200	
障害児通所支援を行う事業に係る施設		5,300	
障害児入所施設等における短期入所整備加算		4,400	
障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算(注1)		20,600	
障害児入所施設等における相談支援、障害児相談支援整備加算(注1)		15,000	
障害児入所施設等における居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注1)		9,600	
障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算(注3)		31,400	
避難スペース整備加算(注1)		56,600	
保育所等訪問支援(保育所等訪問支援のみの整備の場合)(注1)		9,600	

(単位：千円)

施設種別		単価	
生活介護を行う事業に係る施設	本体	6,000	
	施設入所支援整備加算	3,600	
	退院支援施設整備加算	新築・改築	2,100
		既存施設を改修して転換する場合	900
	短期入所整備加算	4,400	
	自立訓練を行う事業に係る施設	発達障害者支援センター整備加算(注1)	20,600
		相談支援、障害児相談支援整備加算(注1)	15,000
	就労移行支援を行う事業に係る施設	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注1)	9,600
		避難スペース整備加算(注1)	56,600
		共同生活援助事業に係る施設	
障害者福祉分野	本体(1ユニット)	77,700	
	短期入所整備加算	4,400	
	相談支援、障害児相談支援整備加算(注1)	15,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注1)	9,600	
避難スペース整備加算(注1)	56,600		
短期入所(短期入所のみの整備の場合)(注1)		18,000	
自立生活援助を行う事業に係る施設(注1)		15,000	
就労定着支援を行う事業に係る施設(注1)		15,000	
相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)(注1)		15,000	
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)(注1)		9,600	
福祉ホーム		9,900	
補装具製作施設(注1)		45,600	
盲導犬訓練施設(注1)		346,400	
点字図書館(注1)		107,500	
聴覚障害者情報提供施設(注1)		139,900	
生活保護分野	救護施設	11,600	
	更生施設	11,600	
授産施設		5,500	
宿所提供施設		4,800	
社会事業授産施設		5,500	
婦人保護施設(注2)		9,100	
婦人保護施設における心理療法室整備加算(注1)		67,900	
職員養成施設		6,200	
地域交流スペース(注1)		43,400	
地域交流スペース(防災拠点型)(注1)		61,000	
有料老人ホーム		14,100	
上記以外の施設		機構が必要と認められた額	

- (注1) 1施設当たりの単価となります。
- (注2) 1世帯当たりの単価となります。
- (注3) 1グループケア当たりの単価となります。
- (注4) 1支援単位当たりの単価となります。

※1 保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用します。
 ※2 補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成17年10月5日社援発第1005011号)」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入します。

- 1 福祉貸付事業の概要
- 2 融資の対象
- 3 融資の流れ
- 4 融資限度額の計算方法
- 5 融資条件
- 6 融資条件の優遇措置一覧表
- 7 融資条件の優遇措置
- 8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)
- 9 協調融資制度
- 10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
- 11 受託金融機関一覧
- 12 団体信用生命保険特約制度

- 1 福祉貸付事業の概要
- 2 融資の対象
- 3 融資の流れ
- 4 融資限度額の計算方法
- 5 融資条件
- 6 融資条件の優遇措置一覧表
- 7 融資条件の優遇措置
- 8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)
- 9 協調融資制度
- 10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
- 11 受託金融機関一覧
- 12 団体信用生命保険特約制度